

英国の正式な加入要請に関する環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会決定(仮訳)

2021年2月1日、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「英国」という)から受領した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)への加入交渉を開始するための正式な要請に鑑み、

CPTPP第5条(加入)、第27・2条(委員会の任務)、第27・3条(意思決定)及び第27・4条(委員会の手続規則)、並びにCPTPP委員会(以下「委員会」という。)で採択された2019年1月19日の委員会決定の附属書の加入手続(以下「加入手続」という)に従い、

ルールに基づく貿易システムの支持者としての英国の履歴、ハイスタンダードな貿易・投資ルールを経験、並びに、加入手続に定められているとおり、CPTPPの義務を遵守し、最も高い水準の市場アクセスを提供する意図の英国による確約に留意し、

委員会は次のとおり決定する。

加入手続の開始

1. 加入手続第2.1節(加入手続開始要請)に関し、加入希望エコノミーとして、英国から要請された加入手続をここに開始する¹。

加入作業部会の設置

2. 英国の加入を交渉するための作業部会(以下「加入作業部会」という。)は、以下の付託事項及び構成をもって、ここに設置される。

付託事項：「CPTPP第5条(加入)及び加入手続第3項及び第5項に従い、(i) CPTPPの条件を遵守する能力を示すために英国から提出された書面及びCPTPP締約国に求められた英国からのその他の情報を含め、CPTPPに加入するための英国政府の要請を検討し、(ii)英国のCPTPP加入交渉を実施し、並びに、(iii)交渉終了の後、英国のCPTPPへの加入に関する条件について、委員会に対して報告書を提出すること。」

構成員： 加入作業部会は各締約国の政府の代表者によって構成される。

議長： 日本、副議長：豪州及びシンガポール。議長の任務は、次のものを含む。加入作業部会の活動全般(組織的事項を含む。)を調整すること、加入作業部会の全ての会合の議長を務めること、及び加入作業部会の報告書案の起草を調整すること。副議

¹ 本決定は、英国のCPTPP加入に関する各締約国によるそれぞれの関係する国内法の手続を妨げるものではない。

長は、議長の任務遂行を支援する。

3. CPTPP第27・4条第4項(委員会の手続規則)及び加入手続に従い、加入作業部会は、必要に応じて、その活動の実施のための手続規則及び日程を定めることができる。
4. 加入作業部会は、必要な場合には、その任務を遂行するための補助グループを設置することができる。
5. CPTPPが未だ効力を生じていないCPTPP署名国は、加入作業部会のいかなる決定もCPTPP締約国が行うとの理解の下、締約国が別段の決定を行う場合を除き、加入作業部会の会合に出席し、かつ参加することができる。
6. 加入作業部会は英国の政府の代表者を含まない一方、加入の条件を交渉するため又はその他の理由のため、加入作業部会はその会合に英国を招請することができる。

本決定は、委員会により採択された日に効力を生じ、委員会の議長国により公表される。